

## 告 示

### 埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示  
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年地方労働委員  
会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とする。

「第五条」を「第四条」とし、「第六条」を「第五条」とする。

第七条第二号中「又は複製したもの」を「若しくは複製したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。